

5. 路上生活者等からの保護申請と同時になされる敷金等の一時扶助申請について

都内の実施機関において、ホームレス状態にある者に支援者が同行し、生活保護の申請時に同時に敷金等の支給を求める申請がなされる事例が増えている。本人が生活保護の申請の意思、及び敷金等の申請の意思を口頭で示した場合は、申請書の用紙を交付し、申請書に申請内容を明確に記入するよう助言されたい。その際、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことは言うまでもなく、申請権を侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むことが求められる。

また、実施機関において居宅生活ができると認められる者については、開始時に敷金等の支給が可能であるので(局第6の4の(1)のキ)、平成15年7月31日付厚生労働省社会援護局保護課保護係長内かんにより示された別冊問答「居宅生活ができると認められる場合の判断の視点」を参照のうえ、総合的に支給の可否を判断し、その結果を申請者あて通知されたい。

路上生活者に対する保護の適用については、運用事例集問8－19で示してあり、要保護状態にある者から保護の適用を求められた実施機関は、現実の諸条件の中で可能なあらゆる方策を講じて、保護適用の責任を果たすことが求められる。

<「生活保護運用事例集」2006年版>

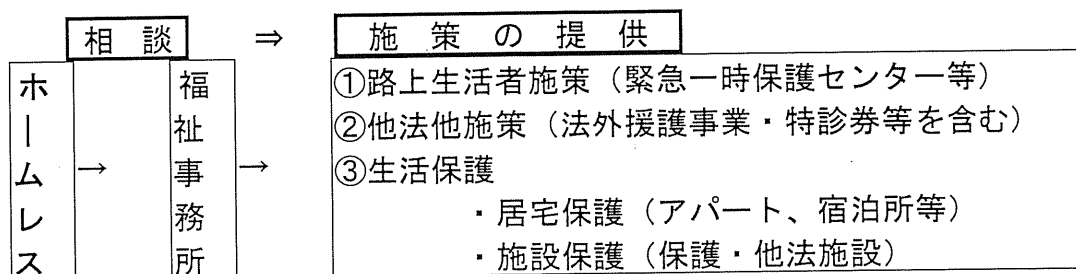
(問 8－19) 路上生活者に対する保護の適用

公園に寝泊まりしている、居住地のない者から保護の相談があった。
面接の結果、資産・収入のないことが明らかで、保護を適用すべき状態にあると判断された。
この者に対して、どのように保護を適用すべきか。

【保護の適用にあたっての基本的な考え方】

ホームレス状態にある者から相談を受ける時には、相談者の個別の状態に即して適切に対応することが求められる。つまり、面接相談時に聴取した相談内容を通じて、相談者の抱える問題・状況を十分に把握したうえで、利用できる施策（路上生活者施策、他法他施策、生活保護）について説明し、本人の意思を尊重しながら、最も適切な施策を選択して支援を行うことが大切である。

ホームレス状態にある者に対する生活保護の適用については、一般の要保護者と同様、保護を必要とする状態にある場合は、状況に即して保護を適用し、当該要保護者の個々の状況を踏まえた自立に向けた支援を行う必要がある。



生活保護を適用する場合には、日常生活を営む能力の程度と自立に向けた指導援助の必要性の程度をふまえ、本人の生活状況と利用できる社会資源の有無などを総合的に勘案し、実際に居宅生活が可能かどうかを判断する。その結果、居宅生活に移行することが可能と判断された場合には、必要とする福祉サービスの利用にも配慮しながら居宅化を進める。（開始時において敷金等を必要とする場合は、局第6－4－（1）－キにより支給）。

また、直ちに居宅生活を送ることが困難である場合は、保護施設において保護委託を行うことになるが、即時に保護施設の利用が困難な場合は、保護施設入所に至るまでの間、宿泊所等の利用可能な臨時的宿泊施設を用いて起居する場の確保をしなければならない。

所管区域内に宿泊所等がない実施機関にあつては、他管内にある宿泊所や簡易宿所（通称ドヤ）等を利用することになるが、この場合、当該待機期間中の保護の実施責任は宿泊手配をした保護の実施機関が実施責任を持つ（現在地保

護の例による)。他管内の宿泊所や簡易宿所を利用しての保護はあくまで臨時的な措置であり、長期間の利用は行わない。なお、簡易宿所利用に当たっては、簡易宿所所在地の福祉事務所に、被保護者の氏名、保護の開始月日、簡易宿所の名称・所在地を連絡する。

また、宿泊所等の利用も不可能な場合には、現実問題として、保護の方法に困難が伴うが、居住地がないこと自体は保護申請の却下理由にはならない。したがって、可能な限り他の方法を講じることが必要である(例えば、サウナやカプセルホテル、旅館等を利用している場合であっても、そのことをもって保護の対象とならない理由にはあたらない)。例えば要保護者が単身者でなく家族の場合には、宿所提供施設での緊急一時保護事業も利用可能な施策の一つである。

いずれにしても、要保護状態にある者から保護の適用を求められた実施機関は、現実の諸条件の中で可能なあらゆる方策を講じて、保護適用の責任を果たすことが求められる。そのためにも、日常から、路上生活者等が相談来所した場合の対応に関して、あらかじめ入所できる施設を確保しておく等の検討と準備を組織的に行っておくことが重要である。